

北海道地区自然災害科学資料センター報告編集運用指針

平成27年 2月 23日制定

北海道地区自然災害資料センター運営委員会

(趣旨)

第1 この運用指針は、北海道地区自然災害資料センター（以下「資料センター」という。）申合せ第2第3項の記載に基づき、運営委員会（以下、「委員会」という。）において、資料センター報告に関する編集及びその運用に関する指針を定めるものである。

(センター報告の目的)

第2 資料センター申合せ第2第3項に記載のとおり、自然災害研究協議会北海道地区部会（以下「部会」という。）の目的遂行のため、資料センターの活動成果並びに自然災害事象の解明及び地域防災に関する研究・調査・資料等を社会に公表することを目的とする。

(掲載内容)

第3 新規の研究論文・調査報告書・研究資料の他、委員会において前項の目的に合うと判断された次の各号に掲げる北海道地区自然災害リポジトリとして登録・蓄積・保存に値するもの（以下「成果物」という。）は既発表のものも「報文・資料」として掲載できる。

- (1) 学術論文（学術雑誌掲載論文、プレプリント、学会発表資料等）
- (2) 学位論文（博士論文、修士論文）・卒業論文またはそれらの梗概
- (3) 教育資料（講義資料、講演記録、プレゼンテーション資料等）
- (4) 関係機関・部局等が作成した紀要・研究記録等
- (5) その他、委員会が適当と認めたもの

第4 年度内において北海道に影響を及ぼした災害についてはその概要を「災害記録」として掲載する。

第5 地区部会総会特別講演会の講演資料等については「北海道地区自然災害地区総会講演会資料」として掲載できる。

第6 地区フォーラムを開催した際には、その行事内容について「自然災害研究協議会北海道地区フォーラム」として掲載する。

第7 資料センターの年次活動や出版物等について「地区センター活動」として掲載する。

第 8 その他、委員会が適当と認めたものは、掲載することができる。

(投稿資格者)

第 9 資料センター長は部会員及び協力員に向け資料センター報告の原稿募集を行うが、委員会が適当と認めたものについてはこの限りではない。

(登載の決定)

第 10 登載決定の可否判断は、委員会が行う。

(ネット公開)

第 11 登載可と判断された成果物等は、原則、PDF 化し地区部会のホームページにおいてネット公開を行う。

第 12 ネット公開する成果物については、出版者の著作権、その他登録・公開に係る支障の無いことを著者の責任において行うこととする。

(削除・非公開化)

第 13 ネット公開された成果物が次の各号のいずれかに該当する場合、委員会の議を経て、成果物の一部又は全部を削除又は非公開化する。

- (1) 著者から削除・非公開化の申請があった場合。
- (2) 他者に帰属する著作権、所有権等を侵害する又は社会的にみて著しく不適切な内容を含むと認められる場合。

(利用条件)

第 14 ネット公開された成果物に関してそれを利用しようとする者は、その利用に際して次の各号に掲げる条件を遵守するものとする。

- (1) 著作権法等の定める条件。
- (2) 公開された成果物が、ネット公開以前に出版社等により出版・公表されており、投稿規則あるいは出版契約等により当該出版者等が利用に係る条件を定めている場合、その条件。

(免責事項)

第 15 ネット公開された成果物の利用によって生じた損害について、資料センターはその責任を負わない。

(その他)

第 16 この運用指針に定めるもののほか、編集運用に関し必要な事項は、委員会の議を経て定める。

附記

この指針は、平成27年 2月 23日から施行する。但し、第 11（ネット公開）については、経過措置とし当分の間、投稿後 10年を経過しないものについてはネット公開に際し連絡のついた著者については、その承諾を得ることとする。